

「新型コロナウイルスワクチン令和5年秋開始接種について」

町では、国の方針に沿って以下のとおりワクチン接種を実施します。接種券は8月下旬から随時発送しています。ただし、お手元に未使用の接種券があるかたは、新たな接種券を発送しません。令和5年度秋接種開始の実施期間においては、お手元の接種券により接種が可能です。

なお、接種券を紛失したかたは、再発行しますので問合せ先までご連絡ください。

【対象者】 初回接種を完了かつ前回接種から3か月経過しているかた
 （「オミクロン株対応ワクチン」を1回以上接種されているかたも追加接種が受けられます。）

【実施期間】 9月～

【費用】 無料

【使用ワクチン】 オミクロン株（XBB）対応ワクチン
 ※上記は8月10日時点での情報です。

現在64歳以下で、基礎疾患などを有しないかたへ

令和5年秋開始接種では、64歳以下で基礎疾患などを有しないかたについて、予防接種法上の「努力義務」は適用されません。また、新型コロナウイルスワクチンの接種は強制ではありません。

問合せ＝美里町新型コロナワクチン接種問合せ窓口 ☎0570-019007

気分はピアニスト！ 遺跡の森ピアノ試弾会♪

遺跡の森館ホールで最高のスタインウェイピアノ（モデル：D-274）を思う存分に弾いてみませんか。お気軽にお申し込みください。



■日 時 **10月7日(土)～9日(月)・祝**
 午前9時～午後5時

■場 所 遺跡の森館ホール

■参加費 1,000円（1時間）

■募集人員 各日8名

■申込期間・申込方法
 9月16日(土) 午前8時30分から 遺跡の森館
 窓口で直接受付（電話での予約不可）
 ※先着順（定員になり次第締切）

■問 合 せ 教育委員会事務局
 生涯学習係 ☎76-3431

特設人権相談所を開設します

人権に関することで、困りごとや悩みごとはありませんか。人権擁護委員さんが、個別にお話を聞き、皆さんの相談に応じます。秘密は守られますので、安心して相談にお越しください。



【日 時】 10月2日(月)
 受付 午後1時30分～4時
【場 所】 美里町役場 1階 第2会議室

人権擁護委員さんは、法務大臣から委嘱され、人権相談や人権の考えを広める活動をしているかたがたです。

問合せ＝総務課 庶務係 ☎76-1115

災害用伝言ダイヤル「171」について

災害用伝言ダイヤル「171」は、災害発生時に家族、知人などの安否を確認できる『声の伝言板』です。災害時は被災地への電話がつながりにくくなります。もしもの時に備え、利用方法を覚えておいてください。

録音方法

- ①「171」をダイヤルしてください。
- ②録音の場合は「1」を、暗証番号を利用する録音は「3」を押してください。
- ③連絡を取りたい被災地のかたの固定電話番号、携帯電話などをダイヤルしてください。
- ④プッシュ回線の場合は「1」を、ダイヤル回線の場合はそのままお待ちください。
- ⑤伝言の録音を行ってください。（30秒以内）

再生方法

- ①「171」をダイヤルしてください。
- ②再生の場合は「2」を、暗証番号を利用する再生は「4」を押してください。
- ③連絡を取りたい被災地のかたの固定電話番号、携帯電話などをダイヤルしてください。
- ④プッシュ回線の場合は「1」を、ダイヤル回線の場合はそのままお待ちください。
- ⑤伝言の録音内容を確認してください。

【体験利用】

災害発生に備えて利用方法を覚えるため、また、実際に利用することで家族等との利用ルールを決めておくために、下記の期間に体験利用ができます。

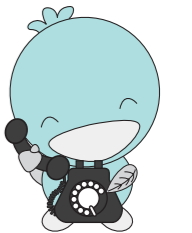
- ①毎月1日と15日
- ②正月三が日
- ③防災週間（8月30日～9月5日） 午前9時～午後5時
- ④防災とボランティア週間（1月15日～1月21日） 午前9時～午後5時

詳細は、NTT東日本のホームページをご覧ください。
【URL】 <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>



NTT東日本
 ホームページQRコード

問合せ＝総務課 自治防災係 ☎76-1115



介護保険利用者負担金助成制度をご活用ください！

介護保険利用者負担金助成制度とは、居宅サービスを利用した場合に、「申請」に基づいて利用者負担金の一部を助成する制度です。利用するには、事前に受給資格の認定申請が必要です。また、認定には有効期限があります（毎年7月31日）。

【対象者、助成額】

介護認定等を受けていて、4月1日時点で次のいずれかの要件を満たすかた

- ①令和5年度の町民税が世帯全員非課税で高齢年金を受給しているかた…利用者負担金の2分の1
- ②令和5年度の町民税が世帯全員非課税のかた…利用者負担金の4分の1

【必要書類】

対象者の預貯金通帳（助成金の振り込みを希望する口座）

【その他】

下記については助成対象外となります。

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービスの利用者負担金
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）サービスの利用者負担金
- ・別の減額制度などにより、利用者負担金が減額になっている場合



申込み・問合せ＝住民保険課 介護保険係 ☎76-1366